

高松市男女共同参画センターの公募に係る指定管理者候補者の選定結果について

高松市男女共同参画センターの公募に係る指定管理者候補者を選定するに当たり、高松市公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、申請団体から提出された実施計画書等の申請書類及びプレゼンテーションを基に、厳正な審査が行なわれ、次のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。

今後、令和7年12月市議会定例会の議決を経て、正式に指定することとなります。

1 対象施設

No	施設の名称	施設所管課	指定期間	公・非
1	高松市男女共同参画センター	人権・男女共同参画推進課	R8.4.1～R13.3.31	公募

2 選定までの経過

年 月 日	経 過 項 目	審 査 内 容 等
令和7年5月22日	第1回選定委員会	公募の募集要項(基本的事項)
令和7年7月18日	第2回選定委員会	公募2施設実地調査 ※ 現地において、施設の内容について説明を受け、質疑応答を実施
令和7年9月30日	第4回選定委員会	指定管理者申請団体のプレゼンテーションを実施
令和7年10月1日 ～10月7日	在宅審査	選定委員会委員による在宅審査を実施
令和7年10月15日	第5回選定委員会	指定管理者候補者の選定

3 審査基準等

審 査 基 準	審 査 の 観 点
1 基本的事項	施設の管理運営に対する考え方・基準
2 平等な利用を確保できるものであること	利用者の平等な利用の確保
3 施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1)施設の設置目的に適した事業内容となっているか
	(2)利用者に対するサービスの向上
	(3)利用促進、利用者増への取組
	(4)その他新規、斬新な提案の有無
4 安定して管理を行う能力があること(又は確保できる見込みがあること)	(1)申請者の実績
	(2)人的能力(管理運営組織)
	(3)物的能力
	(4)申請者の安定性、信頼性
	(5)申請者の取組姿勢

	(6)指定管理業務計画(事業計画書)に記載された内容の実現性
5 施設の管理に係る経費の削減が図れるものであること	(1)当該施設の管理運営に係る市の経費
	(2)経費削減への取組

4 選定基準

選定基準は、利用者の平等な利用を確保できるもので、施設ごとに各委員の評価点の平均が100点満点中60点以上を得た者のうち、最も高い得点者を候補者とします。

5 各施設の審査結果

選定委員会における審査結果は、次のとおりです。

(1) 公募施設:高松市男女共同参画センター (所管課:人権・男女共同参画推進課)

(ア) 申請団体数

1団体

(イ) 選定結果及び評価

指定管理者候補者

法人・団体名 代表者氏名	所在地
特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット 理事長 徳倉 康之	香川県高松市瓦町二丁目2-8

評価(選定委員5名の平均点)

区分	申請団体1:特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット
評価	<u>74.46</u>

(ウ) 総評その他

指定管理者として20年の管理実績があり、「女性こころの相談」や「就労支援」など、男女共同参画に関わる相談、情報発信、交流といった多様な業務を通して、市における男女共同参画社会の形成の促進に向けた活動を支えてきた。また、公的機関や民間企業からの依頼で研修を実施するなど、誰もが働きやすい職場環境作りを目的とした取組を実施してきた点についても非常に評価できるため、指定管理者としてふさわしいと考える。

今後も引き続き、研修やセミナーなどに積極的に参加し、専門性や対応力の向上に取り組んでいただきたい。また、施設の知名度を高め、学習研修室やミーティングスペース等の利用促進にも努めていただきたい。

これまでのノウハウを活かし、国の政策に沿った取組や、AI 学習などの情報社会化の新たな課題への対応について引き続き力を発揮し、利用者目線の多くの市民が利用しやすい施設運営を期待したい。